

鳥栖市元町 1380-5 TEL 0942-83-3121 FAX 0942-83-8888

1. 持続的な経営に向けた支援をします !!

◆小規模事業者持続化補助金

1. 補助内容及び公募対象者

小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用が対象。

小規模事業者持続化補助金にかかる補助率：補助対象経費の2/3以内

補助上限額：75万円に事業費に対し、最大50万円まで補助

・公募対象者 小規模事業者

製造業：常時使用する従業員数20人以下 卸売業、小売業、サービス業：5人以下

2. 想定される取組例

①広告宣伝 新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシの作成等

②集客力を高めるための店舗改装 和式トイレから洋式トイレへの改造等

③商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更 古くなったパッケージのデザイン一新

3. 公募対象期間 受付開始：平成26年2月27日（木）

第2次受付締切：平成26年5月27日（火）【17時必着】

小規模事業者持続化補助金をご検討の際は、当所までご相談下さい。☎83-3121

◆経営者保証に依存しない融資や、保証債務の整理について、ご相談に応じます！

【経営者保証に関するガイドライン】

経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと ②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めたガイドラインができました。第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱となります。

◆政府系金融機関でも経営者保証を求めない資金繰り支援が強化されます！

【保証人特例制度の拡充・新設】

・日本政策金融公庫は、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度が創設。

・小規模事業者向けに、個人保証を免除する特例制度が創設。加算利率：一律0.3%上乗せ

個人保証債務についてご相談をご希望の場合は、当所へお問い合わせ下さい。☎83-3121

◇3月の無料相談日のご案内

税務相談 3月5日(水) 19日(水) 顧問税理士(浦税理士)

金融相談 3月7日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業

3月11日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業

3月12日(水) 佐賀県信用保証協会

法律相談 3月7日(金) 山下弁護士 14日(金) 行政書士会 28日(金) 県弁護士会

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。